

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

2. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

3. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 3. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 132

平成 27 年度の証券検査基本方針及び証券検査基本計画について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課長 松重 友啓

証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し投資者保護を図るため、証券検査を行っています。金融商品取引業者などの自己規律を促しつつ、法令等違反行為には厳正に対処することなどにより、安心して投資できる環境を保つことが目的です。そして毎年度（4月1日～翌年3月31日）、証券検査の基本的考え方や重点検証事項などを定めた「証券検査基本方針」、及び当該年度の検査対象先の数等を定めた「証券検査基本計画」を策定しています。4月3日には、平成27年度の「基本方針」等を公表いたしました。本日は、その大要を紹介させていただきます。

1. 証券検査の課題等

金融商品取引業者等の数は約 8,000 社となっており、その取り扱う商品・

取引も多様化・複雑化しています。証券検査には、金融商品取引業者等に対する検査を通じて、

- (1) 大規模証券会社等の状況を常日頃から把握すること
- (2) A I J問題、M R I問題のような重大な問題について実態を迅速・的確に解明し、必要な措置につなげること
- (3) H F T（高頻度取引）、D M A（ダイレクト・マーケット・アクセス）等の拡大に伴います重要性を増しているシステムの信頼性を確保すること
- (4) 問題業者のファンド販売等による個人投資家等の被害の拡大を抑止すること

等の役割を果たすことが求められています。

こうした要請に応えるためには、まず、多種多様な金融商品取引業者等の業態や顧客の特性、多様化・複雑化する金融商品や取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高めて情報を収集・分析する力を強化していくことが不可欠です。そうして得られた様々な情報等に基づき、それぞれの金融商品取引業者等の市場における位置付け、抱えている問題点・リスク等を総合的に勘案して、検査対象先を選定する必要があります。検査に当たっては、的確に着眼点を絞って検証し、手法等にも工夫を凝らすことにより、効率的・効果的で実効性のある検査が行えるよう努めていかなければなりません。

2. 平成 27 年度の証券検査基本方針等の特徴

上記のような証券検査の課題等は、年度ごとに大きく異なるような性質のものではないので、平成 27 年度の証券検査基本方針等の内容も、昨年度と比べて基本的なところは変わっていません。他方、基本方針の全体像や業態に応じた重点検証事項等を分かりやすくお示しすることにより、関係者の皆様方により良く理解していただけるよう、平成 27 年度には、証券検査の基本的考え方をお示しした後、検査における重点検証事項を「業態別の事項」、「業態横断的な事項」、「一般的な検証事項」の 3 つに分けて記述することとしました。

証券検査実施に当たっての基本的考え方として「オンオフ一体化など金融庁との連携を図る観点から、金融モニタリング基本方針を踏まえた検査を実施する」という点を新たに盛り込みました。昨年 9 月に金融庁の検査局と監督局が従来それぞれ策定していた方針が統合され、新たに金融モニタリング基本方針が策定されましたが、証券に関する分野においても、オンサイトの検査とオフサイト・モニタリングの一体化など検査部門と監督部局とが緊密に連携して取り組むことが重要と考えています。また、多数かつ多種多様な業態・業容の金融商品取引業者等に対する検査において、市場を巡る横断的なテーマや共通の課題・事項に関する検証が必要な場合には、必要に応じ、複数の検査対象先に対して、特定の検証事項に焦点を絞った検査を実施することや、経営管理・内部管理態勢等について、検査対象先の業態、規模、特

性を踏まえて双方向の議論を行い、必要に応じて、業務運営の改善を行うよう促していくことも明記しました。

業態別の重点検証事項として、各業態の実状等に即して特に検証を要すると考えられる事項を掲げています。いずれの業態についても重要な検証事項を記載していますが、ここでは、適格機関投資家等特例業務届出者（以下「特例業務届出者」と略称します。）について一言触れておきたいと思います。問題ある特例業務届出者等によるファンド販売・勧誘による個人投資家被害の抑止が重要な課題となっています。現在、特例業務届出者の制度を改正するための金商法改正案が国会に提出されています。本年度の基本方針では、特例業務届出者について、虚偽告知、出資金流用の有無といった点に加え、要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行っていないか、顧客の出資状況や運用委託先の運用状況を適切に把握・管理しているか等の点についても重点的に検証し、問題のある行為には引き続き厳正に対処していくことを明確にしました。

平成 27 年度の基本計画では、金融商品取引業者のほか、上記の特例業務届出者なども含め、財務局等と合わせて 270 社を目途として証券検査を実施することとしています。平成 26 年度の証券検査件数（実績）は概ね 270 件ですので、同等の検査件数とする計画です。また、業態別の内訳についても、現時点ではこれまでの実績と大きく変えることは想定していませんが、時々々の市場の状況等に応じて適切に検査先を選定していくことが必要と考えています。

平成 27 年度においても引き続き、証券検査基本方針及び基本計画に則って、効率的・効果的で実効性ある検査を行えるよう努めてまいりたいと考えております。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>